

令和3年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	学校運営協議会			整理番号	— —
				担当課係	学校課
事業予算費目	款	10	教育費	記入者職・氏名	
	項	2	小学校費	内線等	32-3811
	目	2	教育振興費	事業区分	経常事業
	大事業	7	学校運営協議会	事業期間	単年度のみ 令和3年 年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、市内の11小学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等と協力して、学校運営の改善、児童の健全育成に取り組む。協議会の委員は、保護者、地域住民、学識経験者等から教育委員会が任命する。また、本制度は従来の学校評議員制度に代わるものであり、令和4年度を目処に、すべての学校に学校運営協議会を設置する予定である。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	学校運営協議会委員の報酬を支給する。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか）
	学校運営協議会委員として活動する委員の報酬を支給する。

■総合計画(前期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(前期基本計画)上の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	総合計画(前期基本計画)上の位置付け	基本目標	6. 心豊かなひとづくり
			大項目	② ひとりひとりが輝けるまちづくり
			中項目	6-1 教育の充実と文化の振興
			小項目	学校教育の充実

(理由)

学校運営協議会の設置によって、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画することができる。学校の課題や目標を学校・家庭・地域社会が共有することで、様々な効果が期待できる。特に、児童に対しては①児童の学びや体験活動が充実する。②地域の担い手としての自覚が高まる。③防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができる等の効果が考えられる。このことから本事業の推進は上記の項目に謳われている「一人ひとりの個性を生かした主体的な教育の実現」「児童生徒一人ひとりの生きる力を育む」との内容に合致しており、総合計画（前期基本計画）との整合性が図られている。

■他の自治体の類似する政策との比較検討

学校運営協議会は平成29年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、設置が努力義務化されている。全国の自治体で設置が進められており、徳島県でも令和4年度にはすべての学校での設置を目指している。現在、県内では10市町、40校が設置している。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有 ・ 無) ○を入れてください。

事業の対象	対象（誰，何を対象にしているのか）	市立小学校，学校運営協議会委員
	事業の意図	学校運営協議会の運営に必要な委員報酬を支給することで，学校運営協議会の適正な運営を行う。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民，議会，事業対象者，意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)	
		学校運営協議会を導入することで保護者や地域の人々にとっては一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより，そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させることができる。また児童・教職員にとっても保護者や地域の人々と一体となってよりよい教育の実現に取り組むことができる等の利点があり，本制度の導入を期待する声は大きい。
事業を取り巻く状況等は，今後どう変化しますか？	(社会状況，根拠法令，規制緩和，周辺の状況等は今後どのように変化していくか)	
		学校運営協議会の設置が努力義務化されており，徳島県でも令和4年度にはすべての学校での設置を目指している現状と社会・学校からのニーズの高まりも併せて考えると，今後も学校運営協議会の設置は推進されていくものと思われる。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算，有効性について

		全体計画	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	0	0				
		地 方 債	0	0				
		その他（利用者負担等）	0	0				
		一 般 財 源	360	360				
	A 直接事業費（千円）	360	360				0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.01 人	0.01 人				人
		職 員 人 件 費 ①	1,004	1,004				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0.00 人	0.00 人				人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②	0	0				0
	B 人件費計（千円）①+②	1,004	1,004				0	
A + B	1,364	1,364				0		
有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input checked="" type="radio"/> ある a <input type="radio"/> ない	理由	当該事業は国が設置を努力義務化している学校運営協議会の設置に関する事業である。すでに学校での設置は進んでおり，事業を実施しない場合は学校現場の混乱が起こればと考えられる。				
	② 類似事業との整理統合はできないか？	<input checked="" type="radio"/> できない a <input type="radio"/> できる	理由	学校運営協議会に対する事業は他にないため，整理統合は困難である。従来の学校評議員制度から移行中である。				
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input checked="" type="radio"/> ない a <input type="radio"/> ある	理由	学校運営協議会自体の運営は要綱等によって決まっているため，追加や個別の施策実施は難しい。				
◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合，必ず記入してください。								
有効性	①							
	②							
	③							
所属長による総合的なコメント								
学校運営協議会の設置は法律によって努力義務化をされているものである。また学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組む際に必要な制度である。社会的関心の高まりや類似事業がないことなどからも，当該事業は実施すべきである。								

令和3年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	学校運営協議会			整理番号	— —
				担当課係	学校課
事業予算費目	款	10	教育費	記入者職・氏名	
	項	3	中学校費	内線等	32-3811
	目	2	教育振興費	事業区分	経常事業
	大事業	6	学校運営協議会	事業期間	単年度のみ 令和3年 年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、市内の2中学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等と協力して、学校運営の改善、生徒の健全育成に取り組む。協議会の委員は、保護者、地域住民、学識経験者等から教育委員会が任命する。また、本制度は従来の学校評議員制度に代わるものであり、令和4年度を目処に、すべての学校に学校運営協議会を設置する予定である。令和2年度は1校が設置している。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	学校運営協議会委員の報酬を支給する。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか）
	学校運営協議会委員として活動する委員の報酬を支給する。

■総合計画(前期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(前期基本計画)上の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	総合計画(前期基本計画)上の位置付け	基本目標	6. 心豊かなひとづくり
			大項目	② ひとりひとりが輝けるまちづくり
			中項目	6-1 教育の充実と文化の振興
			小項目	学校教育の充実

(理由)

学校運営協議会の設置によって、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画することができる。学校の課題や目標を学校・家庭・地域社会が共有することで、様々な効果が期待できる。特に、生徒に対しては①生徒の学びや体験活動が充実する。②地域の担い手としての自覚が高まる。③防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができる等の効果が考えられる。このことから本事業の推進は上記の項目に謳われている「一人ひとりの個性を生かした主体的な教育の実現」「児童生徒一人ひとりの生きる力を育む」との内容に合致しており、総合計画（前期基本計画）との整合性が図られている。

■他の自治体の類似する政策との比較検討

学校運営協議会は平成29年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、設置が努力義務化されている。全国の自治体で設置が進められており、徳島県でも令和4年度にはすべての学校での設置を目指している。現在、県内では10市町、40校が設置している。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有 ・ 無) ○を入れてください。

事業の対象	対象（誰，何を対象にしているのか）	市立中学校，学校運営協議会委員
	事業の意図	学校運営協議会の運営に必要な委員報酬を支給することで，学校運営協議会の適正な運営を行う。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民，議会，事業対象者，意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)	
		学校運営協議会を導入することで保護者や地域の人々にとっては一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより，そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させることができる。また生徒・教職員にとっても保護者や地域の人々と一体となってよりよい教育の実現に取り組むことができる等の利点があり，本制度の導入を期待する声は大きい。
事業を取り巻く状況等は，今後どう変化しますか？	(社会状況，根拠法令，規制緩和，周辺の状況等は今後どのように変化していくか)	
		学校運営協議会の設置が努力義務化されており，徳島県でも令和4年度にはすべての学校での設置を目指している現状と社会・学校からのニーズの高まりも併せて考えると，今後も学校運営協議会の設置は推進されていくものと思われる。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算，有効性について

		全体計画	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	0	0				
		地 方 債	0	0				
		その他（利用者負担等）	0	0				
		一 般 財 源	72	72				
	A 直接事業費（千円）	72	72				0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.01 人	0.01 人				人
		職 員 人 件 費 ①	1,004	1,004				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0.00 人	0.00 人				人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②	0	0				0
	B 人件費計（千円）①+②	1,004	1,004				0	
A + B	1,076	1,076				0		

有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input checked="" type="radio"/> ある a <input type="radio"/> ない	理由	当該事業は国が設置を努力義務化している学校運営協議会の設置に関する事業である。すでに学校での設置は進んでおり，事業を実施しない場合は学校現場の混乱が起こればと考えられる。
	② 類似事業との整理統合はできないか？	<input checked="" type="radio"/> できない a <input type="radio"/> できる	理由	学校運営協議会に対する事業は他にないため，整理統合は困難である。従来の学校評議員制度から移行中である。
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input checked="" type="radio"/> ない a <input type="radio"/> ある	理由	学校運営協議会自体の運営は要綱等によって決まっているため，追加や個別の施策実施は難しい。

◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合，必ず記入してください。

有効性	①	
	②	
	③	

所属長による総合的なコメント

学校運営協議会の設置は法律によって努力義務化をされているものである。また学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組む際に必要な制度である。社会的関心の高まりや類似事業がないことなどからも，当該事業は実施すべきである。